

知って得する ハッピーライフ FP 通信

知ってトクする！？知らなきゃ損する！？アナタの生活をハッピーに！賢く豊かに生活するために必要な情報をお届けします。私たち東海FPセンターは、あなたのハッピーライフ、ハッピーリタイアメントを全力で応援します！



今月のトピックス

- ① 国民年金第一号被保険者が活用できる主な年金制度
- ② 岩本の独り言



新年明けましておめでとうございます。
本年も宜しく願い申し上げます。

2017年が始まりました。
皆さん、今年はいいスタートを切ることができましたか？

いいスタートを切るにはコツがあります。

それは何か？というと、

今年目標を明確にすること。

そして、

目標を達成する為にまず最初にすべきことを明確にすること。

です。

当たり前のようですが、意外とたくさんの方が見落としがちです。



いつもありがとうございます。皆様とのご縁はとて有り難く思います。普段の生活やお金に関する事で不安をかかえていらっしゃる方がおられたら是非ご紹介ください。未来の自分自身、そして、家族のために有意義なお金の使い方、ふやし方、守り方をアドバイスできればと思います。

目標を達成するためにすべき行動の第一歩が明確であればあるほど、いいスタートが切れます。

これはライフプランにおいても資産運用においても、そして仕事においても、全てにあてはまります。

いいスタートを切り、2017年もいい年にしましょう！

岩本 貴久

東海FPセンター
<http://www.tokaifp.com>

◆貯金に関するご相談は…

60歳または、65歳から掛け金の1.5倍の年金を受け取る方法

「1.5倍の年金の相談」と声をかけてください。
(年金に限らず、中長期の貯金全般です。)

E-mail: t-iwamoto@tokaifp.com

URL: <http://www.tokaifp.com/jinenkin/>

岩本携帯: 090-4082-7007

国民年金第1号被保険者が活用できる主な年金制度

付加年金、国民年金基金、小規模企業共済、個人型確定拠出年金など、自営業者等（国民年金第1号被保険者）が活用できる年金制度は数多くあります。

今年の4月には小規模企業共済制度の一部改正があり、平成29年1月からは個人型確定拠出年金の制度改正も行われます。

自営業者等の老後資金設計には欠かせない各制度の概要を踏まえた上で、それぞれのメリットとデメリット、税制、制度間の併用などについてお話ししていきます。

付加年金

付加年金とは、毎月400円の付加保険料を納めることで「200円×付加保険料納付月数」の額を老齢基礎年金に上乗せして受け取ることのできる、国民年金第1号被保険者独自の年金制度です。

付加年金は、老齢基礎年金と同様に終身年金となっており、2年間受け取れば納付した付加保険料を上回るため、有利な制度となっています。

毎月の保険料は400円で手軽に加入できます。また、老齢基礎年金に合わせて付加年金も「繰上げ・繰下げ」ができることについては、年金受給の選択肢が広がるという意味でメリットと言えるでしょう。

一方で、40年間加入しても付加年金額は10万円足らずと少額です。

また、老齢基礎年金の受給資格がないと付加年金はまったく支給されないことにも要注意です。

なお、付加年金は物価スライドがなく定額のため、将来のインフレ対策という視点からは不利となります。

申込は市区役所および町村役場の窓口です。

付加年金のメリットとデメリット

【メリット】

- ✓ 一生涯受け取れる
- ✓ 保険料に対する付加年金額が手厚い
- ✓ 保険料が少額で手軽に加入できる
- ✓ 老齢基礎年金に合わせて「繰上げ・繰下げ」ができる

【デメリット】

- ✓ 付加年金額が少額である
- ✓ インフレになっても物価スライドがない
- ✓ 老齢基礎年金の受給資格がないとまったく支給されない

国民年金基金

国民年金基金とは、付加年金と同様、老齢基礎年金に上乗せして受け取ることのできる国民年金第1号被保険者独自の年金制度です。

加入は口数制となっていて、何口加入するかによって将来受け取る年金額が決まります。

また、給付の型は、終身年金A型・B型、確定年金I型～V型の7種類があり（支給開始年齢や支給保証期間が異なる）、自身で選択することになります。

なお、掛金額は、選択した給付の型と口数、そして加入時年齢・性別によって異なりますが、毎月68,000円が上限となっています。

国民年金基金のメリットとしては、給付型の種類が豊富で掛金の上限も大きいので、様々なニーズに合わせた選択（年金額、支給開始年齢、受取期間、保証期間の有無等）が可能となることです。

加入後も増口や減口ができるので、ライフプランに合わせて柔軟に対応できます。

また、年金受取前や保証期間中に死亡した場合には、遺族一時金が支給されます。

デメリットは、付加年金と同様に物価スライドのない定額給付であること、国民年金基金を脱退した場合にそれまでの掛金額を解約返戻金（脱退一時金）として受け取るような一時金制度がないこと（将来、それまでの加入状況に応じて年金として支給される）が挙げられます。

なお、老齢基礎年金に合わせて「繰上げ・繰下げ」ができる付加年金とは異なり、繰り上げ受給時には（65歳支給開始タイプについては）付加年金に相当する部分のみが合わせて繰上げとなり、繰下げ受給時はそのまま65歳からの支給となります。

申込は各国民年金基金です。

国民年金基金のメリットとデメリット

【メリット】

- ✓ 様々なニーズに合わせてプランを設計できる
- ✓ ライフプランに合わせて増口や減口ができる
- ✓ 遺族一時金が支給される

【デメリット】

- ✓ 解約返戻金（脱退一時金）制度はない
- ✓ 物価スライドがない

小規模企業共済

小規模企業共済とは、経営者のための退職金制度のことで、一定規模以下の個人事業主が事業を廃止した場合や会社役員等が退職した場合に共済金を受け取ることができます。

独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）が運営する、自営業者等（国民年金第1号被保険者）が活用できる代表的な年金制度の一つです。

毎月の掛金は1,000円から7万円の範囲で500円単位で設定し（加入後の増減額可）、その掛金額や加入期間に応じた共済金額を受け取るようになります。

受取方法としては、年金（分割）受取以外にも一括受取と併用（年金受取と一括受取）の3種類から選択できます（分割と併用は、請求事由が生じた時点で満60歳以上であることなど要件あり）。

また、共済契約者が死亡した場合には遺族に共済金が支払われます。

解約時には、解約手当金（掛金合計額の80%～120%相当額）を受け取ることができますが、掛金納付月数が240ヵ月（20年）未満の場合には、掛金合計額

を下回るので要注意です（納付月数1年未満の場合は掛捨て）。

さて、小規模企業共済の大きな特徴としては、事業資金等の貸付制度が挙げられます。

通常の事業資金の貸付けである「一般貸付け」のほかにも、疾病負傷・災害時や新規開業時の事業資金の貸付けなど、様々な貸付制度が設けられています。

いずれも納付した掛金の範囲内での貸付けですが、無担保・無保証での低金利貸付ですので、事業を営まれている方にとっては他の年金制度にはない大きなメリットです。

なお、付加年金や国民年金基金と同様、定額給付のため物価スライドはありません。

申込は、中小機構と業務委託契約を締結している商工会、商工会議所等および代理店となっている金融機関の窓口です。

小規模企業共済のメリットとデメリット

【メリット】

- ✓ 掛金の額を細かく設定できる
- ✓ 経営状況に合わせて増額や減額ができる
- ✓ 受取方法が3種類から選べる
- ✓ 契約者死亡時には、遺族に共済金が支払われる
- ✓ 様々な貸付制度がある

【デメリット】

- ✓ 掛金納付月数20年未満での解約時には、解約手当金が掛金合計額を下回る
- ✓ 掛金納付月数が1年未満の場合は掛捨てとなる
- ✓ 物価スライドがない

なお、平成28年4月より小規模企業共済制度が改正され、一定の共済事由について共済金額がアップしたり、掛金月額の変額手続きが簡易になったりするなど利用しやすくなっています。

個人型確定拠出年金

確定拠出年金とは、加入者自身が自らの年金資産を運用する年金制度で、運用実績によって将来受け取る年金額は増減します。

企業が導入する「企業型」と個人が任意に加入する「個人型」があります。

確定拠出年金の種類（平成 28 年 11 月現在）

《企業型》

企業型確定拠出年金以外にも、他の企業年金制度を導入している企業の従業員

【掛金限度額（毎月）】27,500 円

企業型確定拠出年金以外に、他の企業年金制度を導入していない企業の従業員

【掛金限度額（毎月）】55,000 円

《個人型》

国民年金第 1 号被保険者（第 1 号加入者）

【掛金限度額（毎月）】68,000 円

企業年金制度（企業型確定拠出年金や他の企業年金制度）を、まったく導入していない企業の従業員（第 2 号加入者）

【掛金限度額（毎月）】23,000 円

なお、平成 29 年 1 月より個人型の加入対象者が大幅に拡大され、これまでは加入対象外であった「公務員」「国民年金第 3 号被保険者」「企業年金制度を導入している企業の従業員」も加入対象となります。

国民年金第 1 号被保険者に関しては変更はありません。

さて、確定拠出年金の最大の特徴である「加入者自身が自らの年金資産を運用する」ことについては、メリット（年金が増える可能性がある）ともデメリット（年金が減る可能性がある）とも取れるでしょう。

株式や外貨建てで運用することで将来のインフレに備えることができるという点では、他の年金制度と比べ有利と言えるでしょう。

また、確定拠出年金の運用益は非課税（※）で再投資される点も大きなメリットです。

※積立金には特別法人税が課税されますが、現在は凍結されています。

確定拠出年金専用のファンドは、販売手数料がかからないものも多く、一般のファンドより信託報酬が安いものもあります。

年金受取だけでなく一括での受取ができることや、要件を満たせば死亡・障害時にも給付が受け取れることもメリットです。

一方、デメリットとしては、国民年金基金連合会や金融機関（運営管理機関や信託銀行）に支払う手数料がかかることです。

また、原則として 60 歳まで引き出せないこともデメリットでしょう。申込は個人型確定拠出年金を取り扱っている金融機関の窓口です。

個人型確定拠出年金（第 1 号加入者）のメリットとデメリット

【メリット】

- ✓ 運用によって年金が増える可能性がある
- ✓ 将来のインフレ対策になる可能性がある
- ✓ 運用益が非課税となる
- ✓ 販売手数料がかからないファンドや信託報酬が安いファンドもある
- ✓ 一括受取もできる
- ✓ 死亡や障害に対して給付がある

【デメリット】

- ✓ 運用によって年金が減る可能性がある
- ✓ 手数料がかかる
- ✓ 原則として 60 歳まで引き出せない

各制度共通の税制上のメリット

毎月の掛金は、付加年金と国民年金基金については社会保険料控除として、小規模企業共済と個人型確定拠出年金については小規模企業共済等掛金控除として、その全額が所得から差し引かれるため大きな節税メリットがあります。

